

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例（令和6年3月29日京都市条例第52号）（都市計画局建築指導部建築指導課）

1 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和5年政令第280号）の施行により、建築基準法施行令の一部が改正されることに伴い、次の措置を講じるとともに、規定を整備することとしました。

(1) 同令第137条の12第6項の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係についての制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査に係る手数料を定めることとしました。

(2) 同令第137条の12第7項の規定に基づく道路内の建築に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査に係る手数料を定めることとしました。

2 その他規定を整備することとしました。

この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月29日

京都市長 松井孝治

京都市条例第52号

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例

京都市都市計画関係手数料条例の一部を次のように改正する。

第1条中「及び」の右に「建築基準法施行令（同表において「令」という。）並びに」を加える。

第10条の見出し中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同条中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（）」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（）」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

別表第1(7)の項中「法の規定」を「法又は令の規定」に、「第43条第2項第2号の規定に基づく建築」を「第43条第2項第2号の規定に基づく建築等」に、

「

法第87条の3第7項前段の規定に基づく建築物の用途を変更して特別興行場等として使用することの許可の申請に対する審査	160,000	を
---	---------	---

」

「

法第87条の3第7項前段の規定に基づく建築物の用途を変更して特別興行場等として使用することの許可の申請に対する審査	160,000	に改め、同
令第137条の12第6項の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係についての制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	27,000	
令第137条の12第7項の規定に基づく道路内の建築に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	27,000	

」

表備考10中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築指導課)